

次期計画の素案について

【趣旨】

「第10次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第9期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」の素案の内容について協議するもの

令和5年12月18日
保健福祉部 高齢福祉課

1 策定の目的等

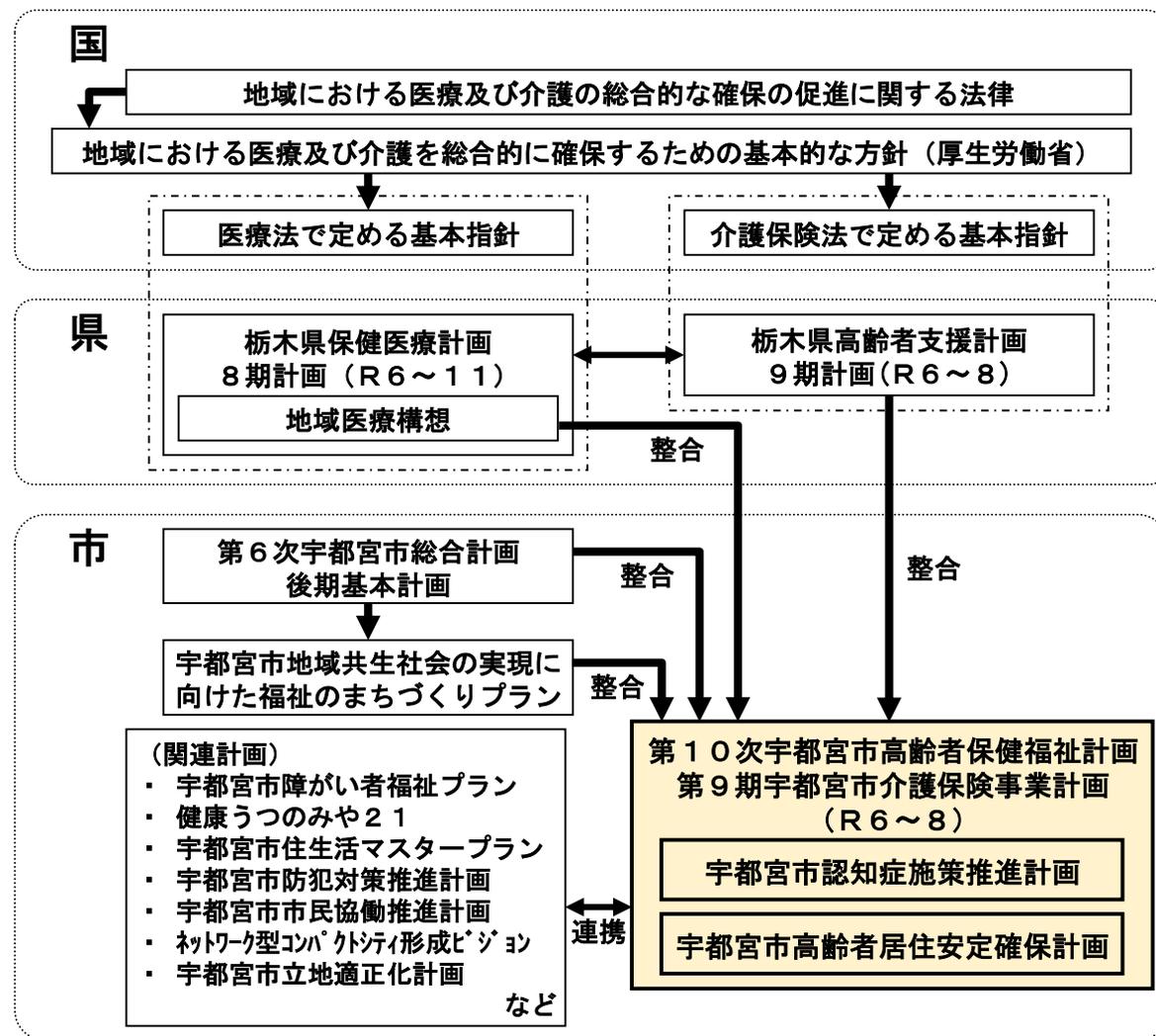
(策定の目的)

- ・ 高齢化の進行や人口構造の変化により、令和7年には団塊の世代が75歳以上になるなど、介護や医療のニーズは更に高まっていくことが見込まれ、高齢者の自立支援・重度化防止や認知症対策、介護サービスの基盤整備、医療・介護連携などの施策・事業を一層推進することが求められる。
- ・ また、ひとり暮らし高齢者の孤独・孤立や高齢者を取り巻く課題の複雑化・複合化、デジタル社会における高齢者のデジタルデバイドなど、社会環境の変化による新たな課題にも対応する必要がある。
- ・ このため、高齢者が住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができるよう、現行計画を改定する。

(計画の期間)

令和6年度から令和8年度までの3年間

(計画の位置付け)



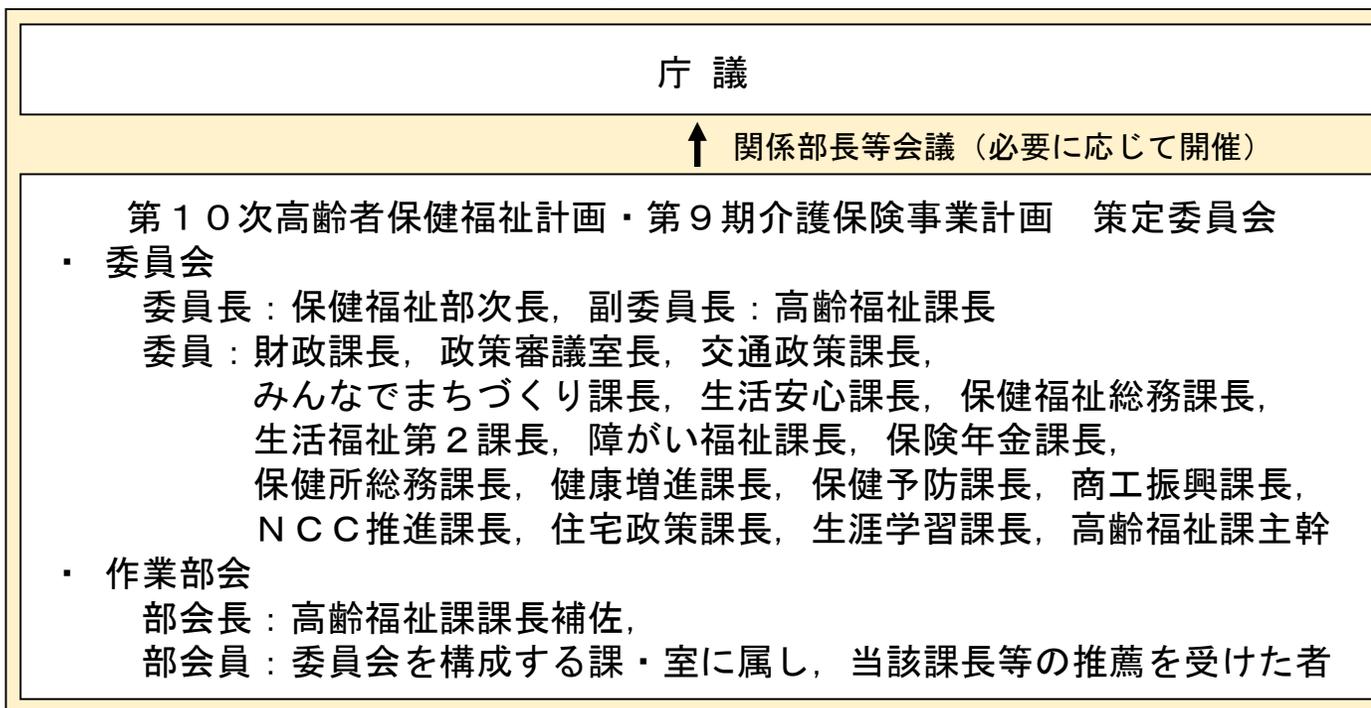
1 策定の目的等

(策定経過)

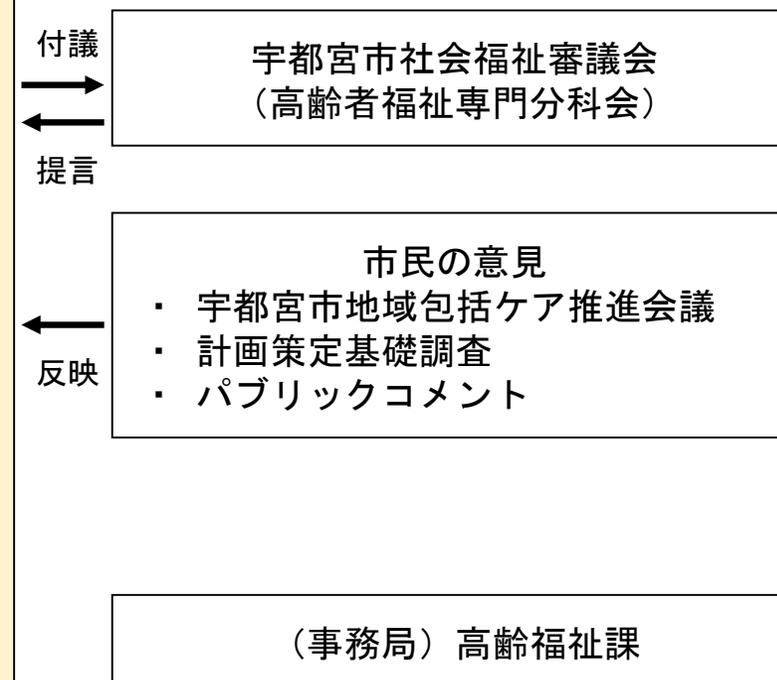
令和5年4月 庁議（策定体制・スケジュール）
5月～ 公募委員の募集，決定
7月～ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会
（委員会3回，作業部会3回）
社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の開催（3回）

(策定体制)

< 庁内検討組織 >

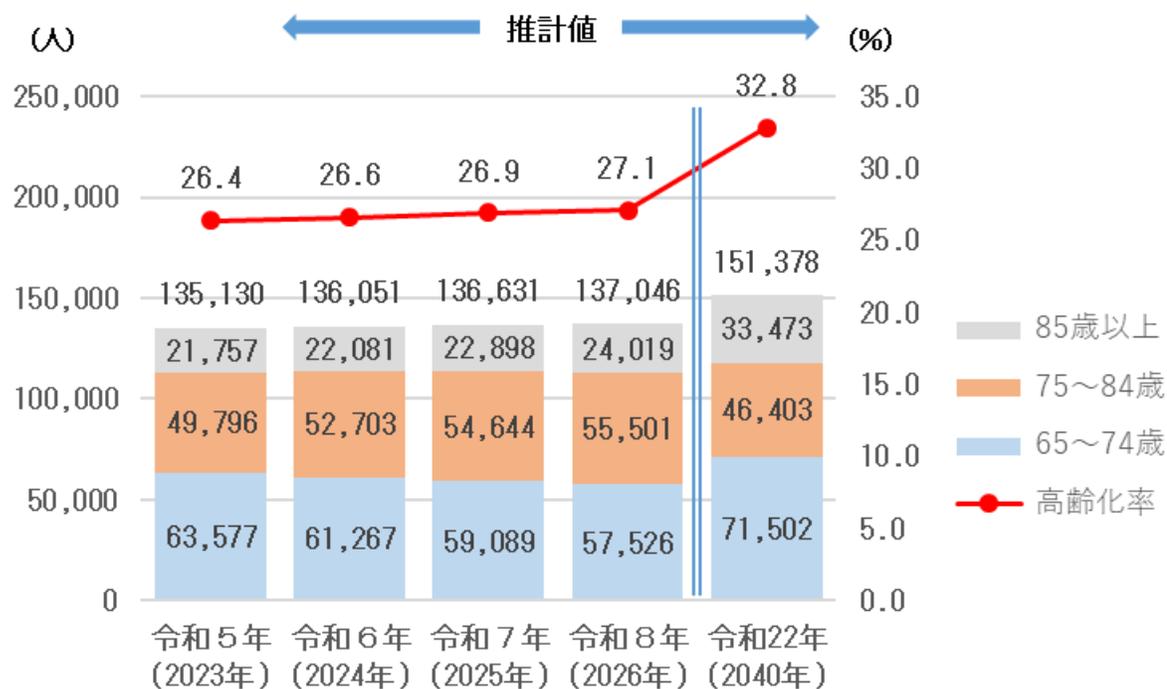


< 庁外検討組織 >

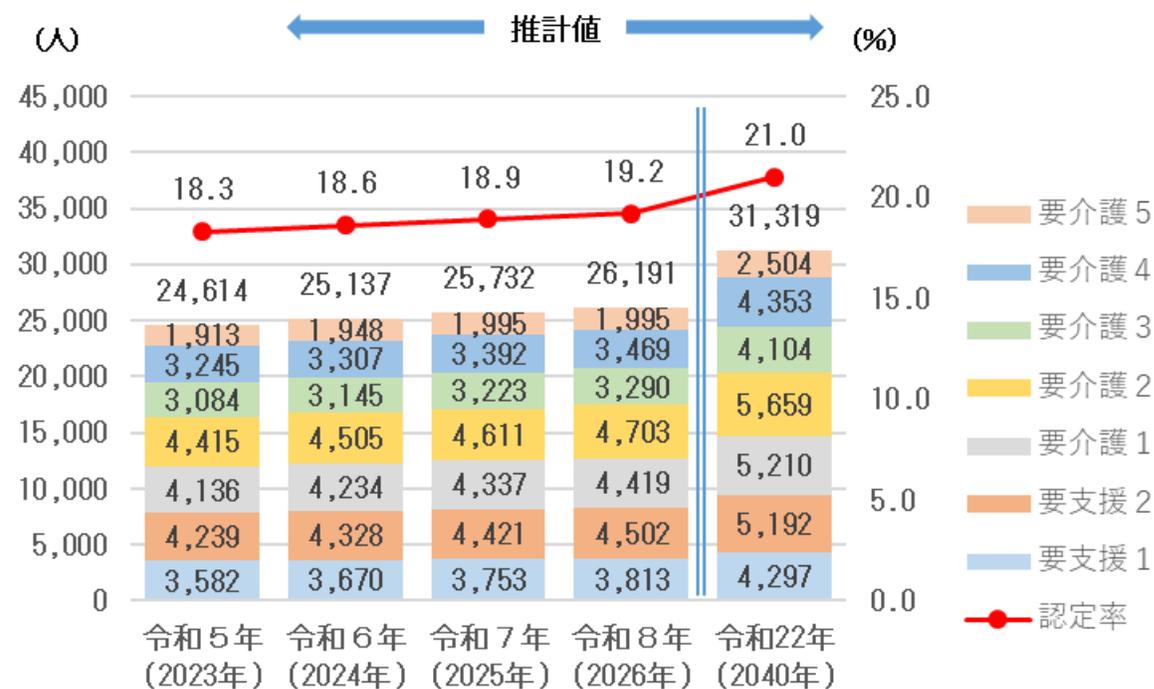


(人口構造の変化)

■ 高齢者数及び高齢化率の推移



■ 要介護・要支援認定者数及び認定率の推移



(「基本目標1：健康で生きがいのある豊かな生活の実現」に対する新たな課題)

① アフターコロナにおける社会参加の推進

- ・ コロナの影響により、閉じこもりリスク等の増大やグループ活動等への参加頻度の低下がみられ、要介護状態に陥りやすい傾向。また、ICカードやスマホの利用などが進展。
⇒ デジタルを活用しながら、高齢者の主体的な介護予防の機会を回復・創出する必要がある。
- ・ (現行計画の評価から) アフターコロナにおいて、地域の通いの場を充実するとともに、デジタルを活用した更なる社会参加の促進を図る必要がある。

(課題の総括)

- ・ **アフターコロナにおいて、高齢者が社会とのつながりを取り戻し、積極的に健康づくりや介護予防に取り組めるよう支援していくことが重要**
- ・ **今後、これまで以上にデジタル社会が進展していく中、高齢者がデジタルの恩恵を享受でき、より豊かな生活を送るための環境を整備していくことが重要**

(「基本目標2：地域で支え合う社会の実現」に対する新たな課題)

② 地域共生社会の構築に向けた支え合い体制の強化

- 地域共生社会の構築に向け、共生型の相談窓口「エールU」を設置。国において、地域包括支援センターの業務負担軽減や体制強化を図ることが求められている。
⇒ ひとり暮らし高齢者等の孤独・孤立や複雑化・複合化した問題を適切に把握し、対応していくことが重要である。
- (現行計画の評価から) 地域包括支援センターの機能強化を図りながら、地域が主体となった更なる地域ケア力の向上を図るとともに、認知症高齢者等対策の更なる推進に取り組む必要がある。

(課題の総括)

- ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者などの支援を必要とする高齢者の更なる増加や、高齢者を取り巻く課題の複雑化・複合化に対応できるよう、地域包括支援センターを中核とした多様な担い手による支え合い体制の強化が重要
- 認知症の予防を推進しながら、認知症の人が尊厳を保持しつつ社会の一員として尊重される共生社会の実現を目指し、認知症に関する地域の支え合い活動の推進や身近な地域における相談体制の充実など、認知症対策の更なる推進が重要

(「基本目標3：介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現」に対する新たな課題)

③ 介護サービス基盤の整備

(課題の総括)

- ・ 国では効率的・効果的にサービス提供を行う体制づくりが求められているほか、本市では団塊の世代が後期高齢者となる2025年における高齢化率は約27%に達すると見込まれる。
⇒ 介護サービスの基盤を一層強化していく必要がある。
- ・ (現行計画の評価から) 介護サービス利用者の自立支援・重度化防止に向けた更なる介護従事者の資質向上や介護給付の適正化、在宅での生活を支える家族介護者の理解促進を図る必要がある。

- ・ 医療や介護の需要は今後もしばらく増加が続くと見込まれることから、ニーズに応じた介護保険施設の整備に取り組むことに加え、介護サービス利用者の自立支援・重度化防止に資する取組の強化や介護人材の確保、地域密着型サービスの適正配置など、在宅サービスの提供体制の充実にも取り組むことが重要

- ・ 認知症介護者やヤングケアラーなどの様々な状況にある介護者に対する心身のケアも重要

(「基本目標4：いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現」に対する新たな課題)

④ 高齢者の居住の安定確保や成年後見制度の利用促進

- ・ 国では地域密着型サービスの普及など、在宅サービスの充実を掲げているほか、本市では転居を希望する高齢者が一定数いる中、高齢者の入居を断る賃貸住宅もある。
⇒ 高齢者の住まいを質・量ともに充実するほか、円滑な入居に向けた支援を行う必要がある。
- ・ (現行計画の評価から) 高齢者が安心して入居できる住まいの更なる確保や住環境の更なる向上に向けた支援、権利擁護支援の更なる充実に取り組む必要がある。

(課題の総括)

- ・ 高齢者が、心身の状況や生活状況に応じて最適な住まいを選択し、安心して暮らすことができるよう、高齢者向け住宅の更なる普及や住環境の向上に向けた支援に取り組むことが重要
- ・ 本市の成年後見制度利用促進計画に基づき、成年後見制度等の周知や利用支援などに取り組むことが重要

(「地域包括ケアシステムの構築に向けた取組」全般に対する新たな課題)

⑤ 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進

- ・ 国においては、地域包括ケアシステムが地域共生社会の構築に向けた中核的な基盤として分野・世代を超えた支援が行えるよう、地域住民や多様な主体などの担い手を確保していくことが求められている。
- ・ 本市においては、重層的支援体制整備事業の実施に併せ、これまで地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んできた「医療・介護連携」や「地域支え合い」への支援を強化し、多様な担い手による支援体制づくりに取り組んでいる。

(課題の総括)

- ・ **地域包括ケアシステムは、地域共生社会の構築に向けた「中核的な基盤」として、多職種の連携による支援体制の制備や多様な担い手による地域支え合いの基盤づくりなど、各取組を一層推進していくことが重要**

(計画の特徴)

【特徴1】 2025年以降も安心して暮らせる高齢者の生活基盤の強化

団塊の世代が後期高齢者となる2025年を迎え、医療や介護のニーズが一層高まっていく中、将来に渡って、高齢者自身が希望する住まい・住まい方を選択し、必要なサービスを過不足なく受けることができるよう、新たに住宅政策と一体となった高齢者の住宅確保や居住支援に取り組むとともに、介護給付の適正化や地域密着型サービスの適正配置などの介護サービス提供体制の強化に取り組みます。

【特徴2】 社会環境の変化に応じた高齢者等の相談・支援体制の充実

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の孤独・孤立や、高齢者を取り巻く複雑化・複合化した問題を適切に把握し、本人だけでなく、認知症介護者やヤングケアラーなどの様々な環境にある介護者に対して適切な支援を行うことができるよう、地域包括支援センターを中核とする地域支え合い体制の強化や相談支援体制の更なる充実に取り組みます。

【特徴3】 デジタル社会の中で高齢者がいきいきと活動できる環境づくり

高齢者が、アフターコロナにおいて社会とのつながりを取り戻しつつある中で積極的に外出し、デジタルの恩恵を享受しながら、より豊かな生活を送ることができるよう、デジタルを活用した効果的な介護予防の推進に加え、デジタルを利活用しやすい環境の整備に取り組みます。

(1) 基本理念

引き続き、地域において、高齢者一人ひとりがいきいきと安心して暮らすことができ、「長生きしてよかった」と思えるような社会を築くため、現行計画のとおりとする。

◆ 基本理念 ◆

住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、
安心して自立した生活を送ることができる、笑顔あふれる長寿社会の実現

(2) 基本目標

引き続き、地域や関係団体の協力を得ながら各種の施策・事業に取り組むことができるよう、現行計画と同様とする。

基本目標1 健康で生きがいのある豊かな生活の実現

基本目標3 介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現

基本目標2 地域で支え合う社会の実現

基本目標4 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現

4 計画の内容

(3) 施策・事業 ★…新規・拡充事業

基本目標1 健康で生きがいのある豊かな生活の実現

1 健康づくり・介護予防の推進

①主体的な健康づくりの推進／②高齢期の健康を支えるための情報提供の推進／③効果的な介護予防の推進

★【拡】オンラインによる介護予防教室の開催

★【拡】医療・介護データに基づく介護予防の推進

2 生きがいづくりの促進

①社会参加活動の促進／②豊かな高齢期を支える学習機会の提供／③多様な活躍の場の提供／④デジタルを利活用しやすい環境の整備

★【新】スマートフォン講座の開催

★【新】宮デジサポーター事業の実施

基本目標2 地域で支え合う社会の実現

1 地域共生社会の構築に向けた地域での支え合い体制の強化

①地域共生社会の構築に向けた地域包括支援センターの機能強化／②多様な関係者・団体等の参加による地域ケア力の向上／③多様な地域課題の解決に向けた生活支援体制の充実／④高齢者の日常生活を支える多様な担い手の育成・支援

★【拡】地域包括支援センターにおける他分野との連携促進

2 認知症施策の充実【認知症施策推進計画】

①認知症の人にやさしい地域づくりの推進／②認知症の早期発見や相談支援の推進／③介護予防の推進／④認知症ケア体制の構築

★【新】認知症事故救済事業の実施

★【拡】認知症サロン（オレンジサロン）等の推進

3 高齢者にやさしいまちづくりの推進

4 安全で安心な暮らしの支援

4 計画の内容

基本目標3 介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現

1 介護保険事業の充実

(施設整備量や介護保険料を記載)

2 介護人材の確保

3 介護サービスの質の確保・向上

①介護給付の適正化や介護人材の育成支援【**介護給付適正化計画**】／②介護サービス事業所における災害や感染症への備え

★【新】介護サービス事業所評価事業の実施

4 在宅医療・介護連携の推進

5 介護者等への支援

①介護サービスを必要とする高齢者や家族等に対する情報提供／②介護者に対する支援

★【拡】介護者交流会の充実

★【新】ヤングケアラーへの支援

基本目標4 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現

1 高齢者の状況に応じた在宅福祉サービスの提供

2 高齢者の自立した生活を支える住環境の整備

【**高齢者居住安定確保計画**】

①高齢者の住環境の向上に向けた支援／②高齢者の希望や状況に応じた住宅の確保／③**住まいの確保が困難な高齢者等に対する居住支援**

★【新】住宅確保要配慮者に対する居住支援

3 高齢者の権利を守る制度の利用支援

①高齢者虐待を防ぐための周知啓発や関係機関との情報共有／②成年後見制度などの周知・利用促進

★【新】成年後見人等の人材の確保

★【拡】地域連携ネットワークの構築

4 計画の内容

(4) 地域包括ケアシステムの深化・推進 ア 地域共生社会について

(地域共生社会と地域包括ケアシステム)

本市においては、福祉のまちづくりを推進する計画である「宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン」を令和5年2月に策定し、地域共生社会における「共に支え合うまち」を「福祉のまちの姿」としたところであり、「地域包括ケアシステム」は、この中核的な基盤として、高齢者の地域での生活を支えていくもの

■ 福祉のまちの姿



イ 地域包括ケアシステムの深化・推進

分野等	主な施策・事業
医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療・介護関係者への研修（参入促進，スキルアップ） ・ 在宅医や訪問看護ステーション，病院などの連携強化
介護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設・居住系サービスや地域密着型サービスの計画的な整備 ・ 介護サービス事業所評価事業の実施【新】 ・ 介護者交流会の充実【拡】
医療・介護連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療・介護連携支援ステーションの設置 ・ 医療や介護などの地域資源を集約した検索サイトの運営
認知症対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症サポーターや認知症パートナーの養成・支援 ・ 認知症事故救済事業の実施【新】 ・ 認知症サロン（オレンジサロン）等の推進【拡】
生活支援 (支え合い)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内39地区での第2層協議体の運営 ・ 地域包括支援センターにおける他分野との連携促進【拡】
介護予防 (健康づくり)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通系ICカード「t o t r a」を活用した高齢者外出支援事業の実施 ・ オンラインによる介護予防教室の開催【拡】 ・ 医療・介護データに基づく介護予防の推進【拡】
住まい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者にやさしい住環境整備補助事業の実施 ・ 住宅確保要配慮者に対する居住支援【新】

5 成果目標等

(成果目標)

指 標	目標値
<p>「ほぼ毎日外出している高齢者の割合」 (理由) 市民が主体的に健康づくりや介護予防, 社会参加活動に取り組むことにより外出が習慣化すると考えられるため (現行計画及び総合計画に同じ)</p>	<p>現状31.7%⇒目標35.6% ※ 総合計画と整合させる。 (R9:37.4%)</p>
<p>「地域包括支援センターを知っている高齢者の割合」 (理由) 地域包括支援センターが中核となって地域の支え合い体制を推進することにより, 認知度が向上すると考えられるため (現行計画に同じ)</p>	<p>現状65.7%⇒目標70.0% ※ トレンド (年1.0Pt増) にやや 上乘せする。</p>
<p>「人生の最期を在宅で迎える市民の割合」 (理由) 在宅サービスの充実や医療・介護連携の推進により, 住み慣れた自宅で最期を迎える市民が増加すると考えられるため (新規設定/総合計画の指標)</p>	<p>現状30.7%⇒目標33.7% ※ 総合計画と整合させる。 (R9:35.7%)</p>
<p>「高齢者の住宅に対する満足度」 (理由) 在宅福祉サービスや住まいの充実に取り組むことにより, 現在の住宅に対する満足度が増加すると考えられるため (新規設定/住マスの指標改)</p>	<p>現状82.1%⇒目標83.1% ※ 住マスの目標値設定の考え方 と整合させる。 (R14:85%)</p>

(進行管理)

社会福祉審議会において計画の進捗状況を評価するとともに, 必要に応じ, その結果を踏まえて見直しを行う。